

第三十九号

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正について

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

徳島県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号口中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改め、同号ニ(2)中「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。